

平成16年12月14日

各市町村介護保険主管課長 様

北海道 保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課長

行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成16年法律第84号）の施行に伴う保険者事務
における対応等について

行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成16年法律第84号）の公布及び施行に当たっての留意点等については、次に掲げる通知により各市町にお知らせしているところではありますが、各市町におかれましては、介護保険における保険給付や保険料等に関する処分に関して、次により適切に対応いただくようお願いします。

記

1 概要

一般の行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成16年法律第84号）により、行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者、当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨（いわゆる不服審査前置）の定めがあるときは、その旨、を書面で教示しなければならないとされたところです（第46条第1項）。

このことに伴い、介護保険における保険給付又は保険料等に関する処分通知において、これまでの介護保険審査会に審査請求ができる旨のほか、上記事項についても教示を行うことが必要となります。

したがって、各保険者においては、介護保険条例施行規則等に定められている処分通知に係る様式の改正及び当該法律の施行期日以降の処分通知の発出を適切に行う必要があります。

なお、当該法律の施行期日は平成17年4月1日とされておりますので、ご留意願います。

2 保険者が行う処分に係る教示の文言（例）

別紙のとおり

3 関連通知

（略）

「保険者が行う処分に係る教示の文言（例）」

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道介護保険審査会に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、前項の審査請求に対する判決があったことを知った日から6月以内に、市(町・村)（訴訟において市(町・村)を代表する者は市(町・村)長となります。）を被告として、地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、判決があったことを知った日から6月以内であっても、判決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、第1項の審査請求の判決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（介護保険法第196条）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

これまで教示では上記1の趣旨の文言が必要とされていたが、今般の行政事件訴訟法の一部改正法により、2及び3の趣旨の文言を追加する必要がある。

【参考】

行政事件訴訟法（平成16年法律第84号（改正法）から抜粋）

（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）～今回改正により追加

第46条 行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は判決をする場合には、当該処分又は判決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

- (1) 当該処分又は判決に係る取消訴訟の被告とすべき者
- (2) 当該処分又は判決に係る取消訴訟の出訴期間
- (3) 法律に当該処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

2 行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する判決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方に対し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

3 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は判決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は判決をする場合には、当該処分又は判決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

- (1) 当該訴訟の被告とすべき者
- (2) 当該訴訟の出訴期間
- (3) 法律に当該処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

介護保険法（平成9年法律第123号）（抜粋）

（審査請求）

第183条 保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。）又は保険料その他この法律の規定による徴収金（財政安定化基金拠出金、納付金及び第157条第1項に規定する延滞金を除く。）に関する処分に不服がある者は、介護保険審査

会に審査請求することができる。

2 前項の審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

(審査請求の期間及び方式)

第192条 審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、文書又は口頭でしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。

(審査請求と訴訟との関係)

第196条 第183条第1項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ、提起することができない。

『行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行にあたって』 【抜粋】

(平成16年10月15日閣司本第153号 北海道知事あて司法制度改革推進本部事務局長通知)

行政事件訴訟法の改正の骨子と行政運営にあたっての留意点

11 出訴期間等の情報提供(教示)制度の新設(第46条関係)

(1) 制度を新設する意義及び制度の概要

出訴期間等の取消訴訟等の提起に関する事項について情報提供をすべき行政庁の義務を新たに定めることにより、国民が行政事件訴訟により権利利益の救済を得る機会を十分に確保しようとするものである。

取消訴訟等の提起に関する事項を行政庁が教示しなければならない場合は、以下の3つの場合があり、それぞれの場合ごとに教示すべき事項が定められた。

教示をしなければならない場合は、第1は、取消訴訟を提起することができる処分又は判決をする場合(第46条第1項)、第2は、法律に処分についての審査請求に対する判決に対してのみ取消訴訟を提起できる旨の定めがある場合において、当該処分をするとき(第46条第2項)、第3は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は判決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は判決をする場合(第46条第3項)である。ただし、いずれの場合も、当該処分を口頭とする場合には、教示をする義務はない(第46条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書)。

教示の方法については、いずれの場合も、書面で教示しなければならないと定められた(第46条第1項から第3項まで)。

(以下略)

(2) 取消訴訟を提起することができる処分又は判決をする場合の教示(第46条第1項関係)

制度の概要

取消訴訟を提起することができる処分又は判決をする場合(処分を口頭とする場合を除く。)には、行政庁は、当該処分又は判決の相手方に対し、当該処分又は判決に係る取消訴訟の被告とすべき者、当該処分又は判決に係る取消訴訟の出訴期間、法律に当該処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨(いわゆる不服審査前置)の定めがあるときは、その旨、を書面で教示しなければならない(第46条第1項)。

教示をすべき事項には、管轄裁判所は、含まれない。しかし、行政庁として、教示を義務付けられた事項以外の事項について、国民が行政事件訴訟により権利利益の救済を得る機会を十分に確保する観点から教示をすることは、何ら妨げられない。例えば、原則的な管轄裁判所である行政庁の所在地を管轄する地方裁判所を例示する方法によって管轄裁判所を教示することも、教示制度の趣旨に適合すると考えられる。

教示をしなければならない場合

第46条第1項による教示をしなければならない場合は、取消訴訟を提起することができる処分

又は裁決をする場合である。行政庁の公権力の行使には当たらないため処分ではないとされる場合は、取消訴訟を提起することができないため、取消訴訟の提起に関する事項を教示する必要はない。

教示をすべき相手方である処分又は裁決の相手方が取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合に限られる。処分又は裁決の相手方がその取消しを求める法律上の利益を有しない処分又は裁決をする場合は、教示をすべき場合に当たらない。

処分をする際には、その処分の取消しの訴えの提起に関する事項を教示すれば足り、審査請求に対する裁決をする場合には、裁決の取消しの訴えの提起に関する事項を教示すれば足りる。

当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者

当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者を教示するには、処分又は裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体を被告とすべき場合には（第11条第1項）、その国又は公共団体を教示し、処分又は裁決をした行政庁を被告とすべき場合には（第11条第2項、個別法で定める場合）、被告とすべき行政庁を教示するほか、国又は公共団体を被告とすべき場合には、国又は公共団体が被告となるべきことと併せて、被告を代表すべき者として、法務大臣、都道府県知事、市町村長、あるいは地方公共団体の執行機関などをも教示すべきである。ただし、法務大臣、東京都知事、など国又は公共団体を代表すべき機関の名称を教示すれば足り、現に職にある個人の氏名を教示する必要はない。

当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間

出訴期間を教示するには、処分の通知をする際に教示がされる通常の場合であれば、処分があったことを知った日から6か月の出訴期間（第14条第1項）を教示することになる。処分の日から1年の出訴期間もあるが（第14条第2項）、処分を知った日から6か月の出訴期間の方がこれより先に経過することが処分の通知をする際に明らかであれば、先に経過することが明らかな出訴期間のみを教示すれば足りるからである。ただし、処分の通知を発してもその処分の通知が受領されないなどの理由で、処分の効力が発生した時点では直ちに相手方の知るところとならない場合もあり、処分の通知をする時点でそのような可能性がある場合には、処分があったことを知った日から6か月の出訴期間が処分の日から1年の出訴期間より先に経過することが明らかであるとはいえないので、処分の日から1年の出訴期間をも教示しておくことが適当である。

審査請求に対する裁決を経た場合には、その裁決がされた日から6か月以内に処分の取消訴訟を提起することができることから、処分の際の出訴期間の教示では、この点も教示する必要がある。

したがって、教示の書面では、例えば、「処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日から6か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。」というような記載をすることが考えられる。

不服審査前置の定めがある旨

不服審査前置の定めがある旨を教示するに当たっては、審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができないという不服審査前置の原則に関する定めだけでなく、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができる例外に関する定めがある旨をも教示しなければならない。したがって、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができるなど、第8条第2項第1号から第3号に定める場合には、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができる定めがあることをも、あわせて教示しなければならない。第8条第2項に定める場合以外にも、個別法において、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができる例外が定められているときは、個別法の例外が定められている旨をも教示しなければならない。

したがって、不服審査前置の定めがある旨を教示する場合には、たとえば、「処分の取消しの訴え（取消訴訟）」は、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 審査請求があった日から3か月を経過しても裁

決がないとき。 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」というような記載をすることが考えられる。